

活 動 報 告 書

平成 2 5 年 3 月

高知県後発医薬品安心使用促進協議会

1 高知県後発医薬品安心使用促進協議会

(1) 協議会設置の背景と経緯

後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品の特許終了後に、先発医薬品と品質・有効性・安全性が同等であるものとして厚生労働大臣が製造販売の承認を行っている医薬品であり、一般的に、開発費用が安く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が低く設定されている。

諸外国の後発医薬品の使用状況を見ると、平成 18 年のデータでは後発医薬品の数量シェアは米国 63%、ドイツ 56%、英国 59%、フランス 39%と使用が進んでいるが、日本は 17%と諸外国に比べ普及が十分とは言えない状況にある。

このため、政府は、平成 19 年 6 月 19 日に、「経済税制改革の基本方針 2007」において、患者負担の軽減、医療保険財政の改善の観点から「平成 24 年度までに、後発医薬品の数量シェアを 30%（現状から倍増）以上にする」との閣議決定を行った。また、厚生労働省は、平成 19 年 10 月 15 日に、国及び関係者の取組を示した「後発医薬品の安心使用アクションプログラム」を策定した。高知県では、国の方針を受けて、平成 21 年 9 月後発医薬品使用促進のための協議会「高知県後発医薬品安心使用促進協議会」を立ち上げた。

(2) 協議会の目的・役割

目的は、「高知県内において、医療関係者や県民が後発医薬品を安心して使用することができる環境整備等を図る」ことである。

そして、後発医薬品の安心使用促進のため、

- ①後発医薬品の安心な使用促進に当たっての課題の整理に関すること
 - ②後発医薬品の安心な使用促進のために必要な計画、情報提供等の方策に関すること
 - ③その他後発医薬品の安心使用に関すること
- について事業を行うこととなっている。

(3) 協議会のメンバー

協議会のメンバーは、学識経験者、医療関係者、医薬品卸、保険者、消費者代表、行政など多様な団体・組織の代表者等から選定している。具体的な委員の構成は以下のとおりである。

協議会の構成団体等

区 分	構成委員
①学識経験者	高知大学医学部 教授（2名）
②医師会、歯科医師会、薬剤師会の代表	社団法人高知県医師会
	社団法人高知県歯科医師会
	社団法人高知県薬剤師会
③病院等の医師、薬剤師の代表	高知県病院薬剤師会
	日本病院会高知県支部
④医薬品卸売販売業者の代表	高知県医薬品卸業協会
⑤消費者の代表	高知市草の根消費者グループ
⑥関係行政機関の代表	高知県健康政策部国保指導課
	高知県健康政策部医事薬務課
⑦その他関係者	全国健康保険協会高知支部企画総務部

2 高知県後発医薬品安心使用促進協議会のこれまでの取組

平成 21 年度事業として協議会を設置、運営を開始した。平成 22 年 1 月 19 日に初回の協議会を開催し、平成 21 年度及び 22 年度は年 1 回、平成 23 年度からは年 2 回のペースで協議会を開催している。

以下では、年度毎に、協議会が取り組んできた事業の内容等についてまとめた。

（1）平成 21 年度の取組

①協議会の立ち上げ

国の後発医薬品使用促進事業として、平成 21 年 9 月「高知県後発医薬品安心使用促進協議会」を立ち上げた。

平成 22 年 1 月 19 日に第 1 回協議会を開催した。ここでは、国の「後発医薬品の安心使用促進プログラム」等についての説明の他、協議会の設置目的についての確認及び平成 21 年度事業の進め方等について検討した。

検討の結果、後発医薬品メーカーの工場視察及び後発医薬品使用状況等調査を実施することを決定した。

②平成 21 年度実施事業

ア 後発医薬品メーカーの工場視察

後発医薬品メーカーにおける後発医薬品の安定供給及び品質確保のための取組等を把握するため、メーカーの工場視察を実施した。

・平成 22 年 2 月 15 日

沢井製薬（株）本社・研究所及び東和薬品（株）大阪工場

視察者：協議会員 2 名 事務局 3 名

(感想) この工場視察によって、後発医薬品の製品や原材料のチェック及び製造管理等が適切に実施されていることが直接見てわかり、協議会メンバーにおける後発医薬品に対する理解が深まるという効果が得られた。また、今回視察した工場は、後発医薬品メーカーの中では大手であり、委員からは、他の小規模なメーカーにおいて同様なことができているか疑問であるという意見も聞かれた。

・平成 22 年 3 月 17 日～18 日

大洋薬品工業（株）高山工場

視察者：事務局 2 名

(感想) 視察工場は、後発医薬品メーカーの中では大手であり、設備は充実していた。視察時、回収騒動があった。外部からの監督、内部監査の実施体制の強化等を図り改善に取り組むとの説明があった。

イ 後発医薬品使用状況等調査の実施

後発医薬品使用に関する課題を明確にするため、保険薬局を対象とする意識調査を実施するとともに、地域レベルで使用されている後発医薬品リストの医療関係者間での共有を促進することを目的に、保険薬局における後発医薬品使用実態調査を実施した。

調査方法：アンケート方式（自記式：郵便発送・郵便回収）

調査期間：平成 22 年 3 月 12 日～3 月 24 日

(結果概要)

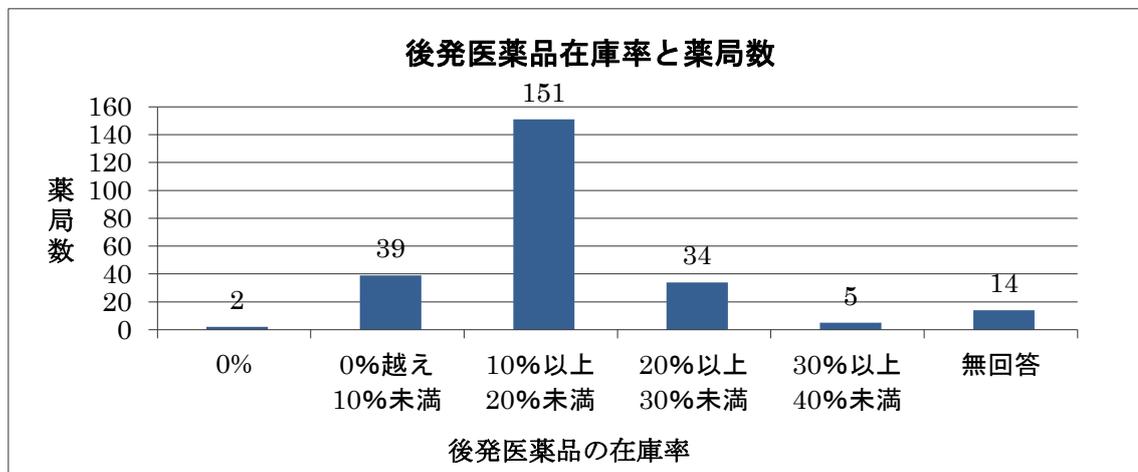
回収状況

対象保険薬局件数	335 件
アンケート回収件数	245 件
アンケート回収率	73.1%

○平成 22 年 1 月に受け付けた処方せん調剤の状況（回答のあった 242 薬局）

①全ての処方せん枚数	260,052 枚
②後発医薬品が調剤された処方せん枚数	78,042 枚
③ ②/①	30.0%

○アンケートに回答のあった245薬局の後発医薬品在庫率（後発医薬品／医薬品総数）



後発医薬品在庫率別の薬局数の分布は、「10%以上、20%未満」が151薬局で61.6%、「0%越え、10%未満」が39薬局で15.9%を占めている。

○後発医薬品へ変更可能な処方せんを持参した患者のうち、後発医薬品について説明を行った患者の割合

	薬局数	割合
1 10%未満	44	18.0%
2 10%以上～30%未満	39	15.9%
3 30%以上～50%未満	28	11.4%
4 50%以上～70%未満	39	15.9%
5 70%以上～90%未満	50	20.4%
6 90%以上	41	16.7%
7 無回答	4	1.6%
合計	245	—

平成20年4月1日の保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の改正により、患者への後発医薬品の説明及び後発医薬品の調剤が努力義務になったが、実際に説明した患者の割合が90%以上と回答した薬局は16.7%（41件）と少なかった。

○薬剤師が安心して後発医薬品を患者にすすめることができるようになるための必要条件は何だと思いますか。

	薬局数	割合
1 先発医薬品と適応症が完全に一致すること	168	68.6%
2 後発医薬品メーカーからの品質、有効性、安全性に関する情報提供が充実すること	135	55.1%
3 製品が安定供給されること	84	34.3%
4 処方せんに一般名が記載されるようになること	75	30.6%
5 患者への普及啓発が徹底されること	69	28.2%
6 調剤報酬上のメリットを大きくすること	59	24.1%
7 適当な包装単位の製品が供給されること	33	13.5%
8 注文後、迅速に納品されること	27	11.0%
9 薬剤師が後発医薬品について、さらに理解を深めること	20	8.1%

○後発医薬品を採用する際の、選択理由は何ですか。(主なものを3つまで)

	薬局数	割合
1 安定供給が確保されている	193	78.8%
2 メーカーによる情報提供の程度	139	56.7%
3 他の医療機関・薬局への納入実績	104	42.4%
4 医療機関、患者からの要望	98	40.0%
5 薬価が安価	60	24.5%
6 剤型等の使用感がよい	26	10.6%
7 調剤がしやすい(半割、一包化が容易にできる)	13	5.3%

(考 察)

このアンケート調査により、保険薬局における後発医薬品の使用状況及び使用に関する意識を把握することができた。後発医薬品の普及は、後発医薬品メーカーからの医薬品情報の提供が少ないことなどから、後発医薬品の品質や安定供給に対する不安があり、薬局での使用はまだ十分に進んでいない結果であった。

今後、後発医薬品の使用促進を進めるにあたっては、後発医薬品メーカーが医薬品の情報提供を充実させることにより、薬局の積極的な対応が必要であると考えられた。

そのため、平成22年度に医療関係者向け後発医薬品安心使用促進セミナーを開催することとした。

(2) 平成 22 年度の取組

①協議会の開催

平成 22 年 10 月 18 日に第 1 回協議会を開催し、平成 22 年度の事業計画を検討した。検討の結果、以下の事業を実施することを決定した。

- ・後発医薬品使用状況等調査の実施（医療機関対象）
- ・医療関係者向け後発医薬品安心使用促進セミナーの開催
- ・啓発リーフレットの作成

②平成 22 年度実施事業

ア 後発医薬品使用状況等調査の実施

後発医薬品使用に関する課題を明確にするため、医療機関（診療所、病院、医師）を対象とする意識調査を実施した。

調査方法：アンケート方式（自記式）

調査期間：平成 23 年 1 月 15 日～3 月 11 日

調査対象等

- ・診療所調査 調査対象：高知県の一般診療所 回答者：開設者・管理者
- ・病院調査 調査対象：高知県の病院 回答者：開設者・管理者
- ・医師調査 調査対象：上記「病院調査」の対象施設で外来診療を担当する医師
回答者：1 施設につき、診療科の異なる医師 2 名

(結果概要)

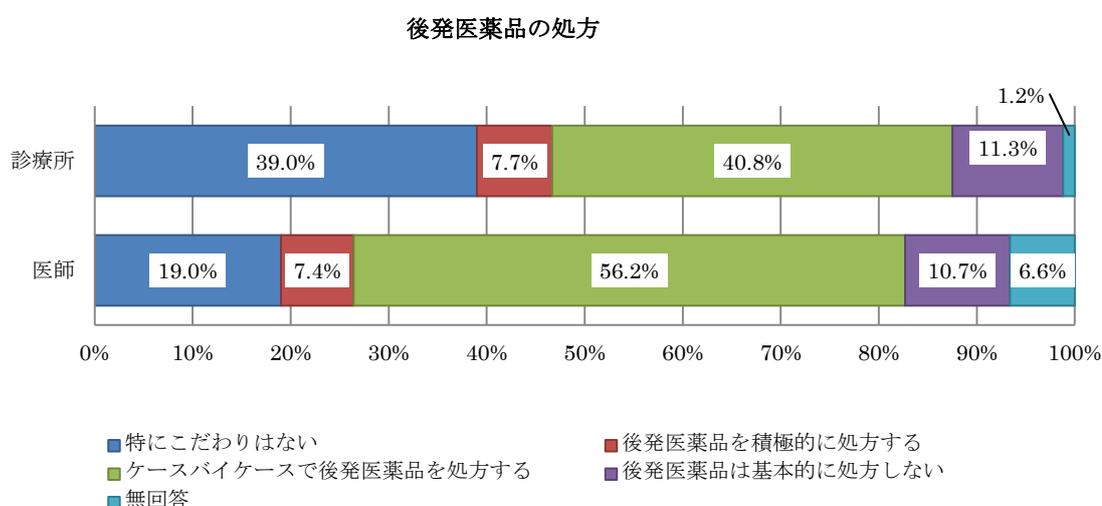
回収状況

	診療所	病院	医師	全体
対象件数	853 件	137 件	274 件	1,267 件
回収件数	505 件	83 件	121 件	709 件
回収率	59.2%	60.6%	44.2%	56.0%

○医療機関で採用している全ての医薬品品目数及び後発医薬品品目数の割合

	診療所（403 施設）	病院（74 施設）
①全採用医薬品品目数平均値	123.6	654.0
②うち後発医薬品品目数平均値	26.3	90.5
③ ②／①	21.3%	13.8%

○後発医薬品の処方についてどのようにお考えですか。（診療所・病院医師対象）



※診療所とは、「診療所調査」対象施設の開設者・管理者。

医師とは、「病院調査」の対象施設で外来診療を担当する医師。1施設につき、診療科の異なる医師2名を対象とした。

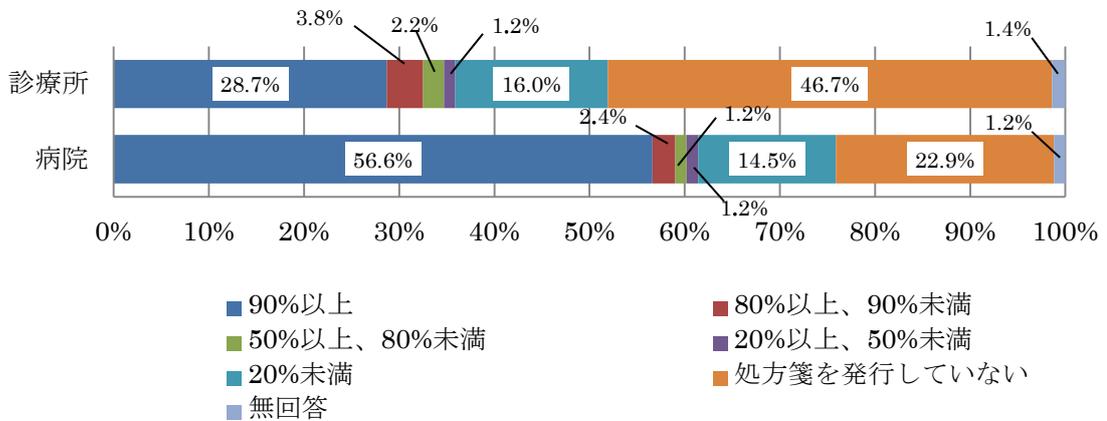
後発医薬品の処方についての考えをみると、診療所・医師ともに、「ケースバイケースで後発医薬品を処方する」（診療所 40.8%・医師 56.2%）が最も多く、次いで「特にこだわりはない」（診療所 39.0%・医師 19.0%）、「後発医薬品は基本的に処方しない」（診療所 11.3%・医師 10.7%）、「後発医薬品を積極的に処方する」（診療所 7.7%・医師 7.4%）であった。

○外来患者に対する後発医薬品の使用状況等

1) 外来患者への院外処方箋の発行率

診療所では、「院外処方箋を発行していない」（46.7%）が最も多く、次いで「90%以上」（28.7%）、「20%未満」（16.0%）であった。病院では、「90%以上」（56.6%）が最も多く、次いで「院外処方箋を発行していない」（22.9%）、「20%未満」（14.5%）であった。

院外処方箋の発行率

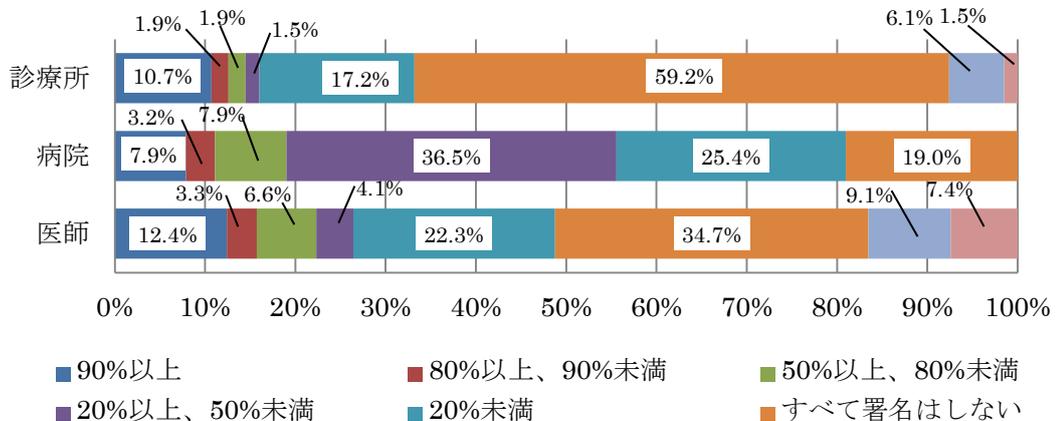


※診療所とは、「診療所調査」対象施設の開設者・管理者。

病院とは、「病院調査」対象施設の開設者・管理者。

2) 院外処方箋のうち「変更不可」欄に署名等をした（全ての医薬品について後発医薬品への変更不可とした）処方箋枚数の割合

「変更不可」欄に署名をした処方箋枚数の割合



※診療所とは、「診療所調査」対象施設の開設者・管理者。

病院とは、「病院調査」対象施設の開設者・管理者。

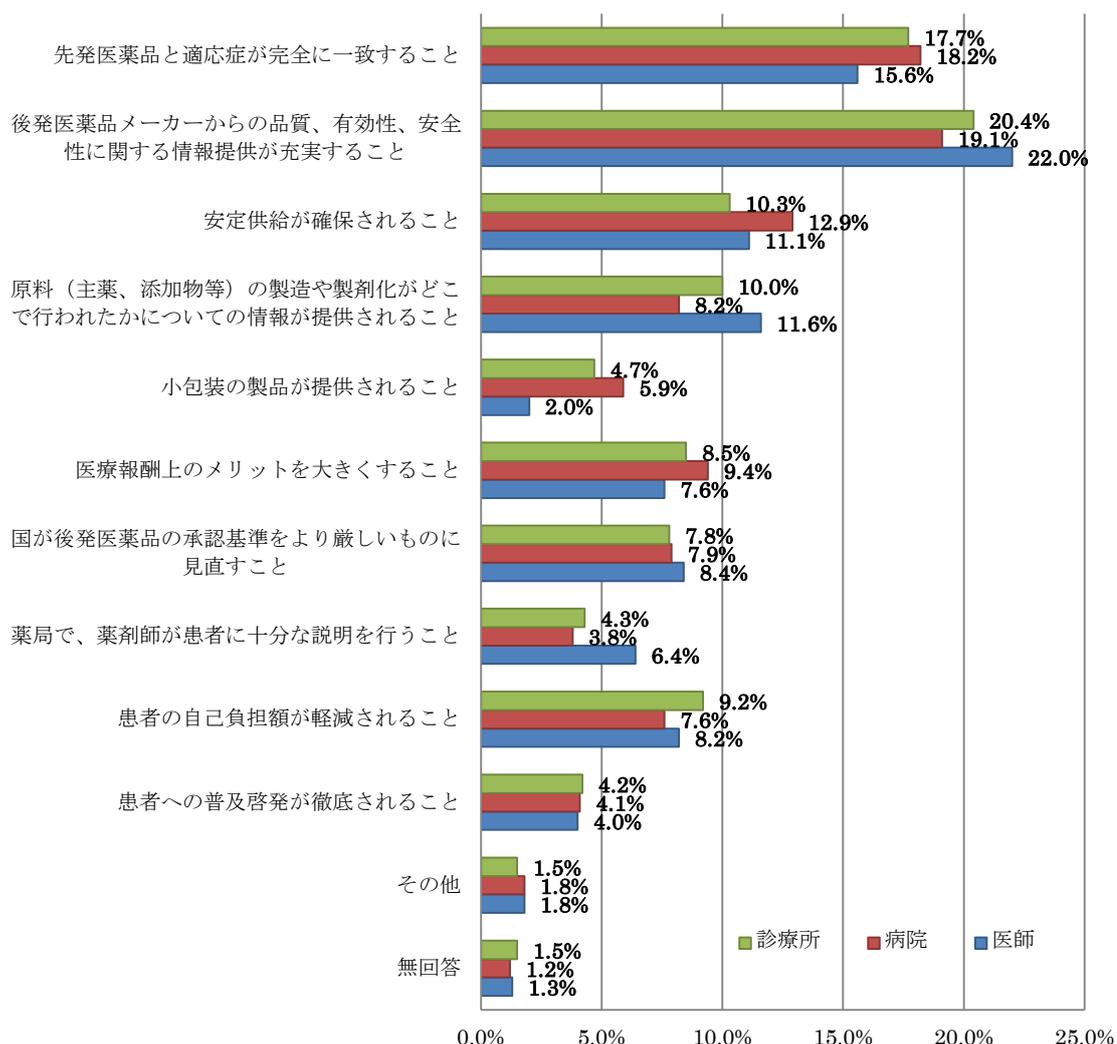
医師とは、「病院調査」の対象施設で外来診療を担当する医師。1施設につき、診療科の異なる医師2名を対象とした。

「全て署名はしない」（診療所 59.2%・医師 34.7%）が最も多く、次いで「20%未満」（診療所 17.2%・医師 22.3%）であった。また、病院では、「20%未満」（36.5%）が最も多く、「全て署名はしない」（25.4%）であった。

○今後、後発医薬品がより多く処方されるために必要なこと（主なもの5つまで）

今後、後発医薬品がより多く処方されるには何が必要か尋ねたところ、「後発医薬品メーカーからの品質、有効性、安全性に関する情報提供が充実すること」が最も多く、次いで「先発医薬品と適応症が完全に一致すること」であった。

後発医薬品がより多く処方されるために必要なこと



（考 察）

このアンケート調査により、医療機関における後発医薬品の採用状況や後発医薬品の普及にあたっての問題点等を把握した。主な問題点は以下の3点と考えられる。

- ・後発医薬品の品質や副作用に対する不安感を払拭するための正しい知識のさらなる普及と啓発が必要である。
- ・後発医薬品メーカーの情報提供、安定供給の徹底が必要である。

- ・ 県民や医療関係者が後発医薬品を使用しやすい環境を整備するための方策が必要である。

これらの問題点を改善するため、平成23年度も引き続き県民や医療関係者に対し、後発医薬品安心使用促進セミナーの開催及び啓発チラシの配布等により後発医薬品の正しい知識の普及に努めることにした。また、各々の医療機関での後発医薬品採用に係る情報の共有等により後発医薬品を使用しやすい環境を整備するため、公的病院等の後発医薬品採用リストの公開等を検討することとした。

イ 医療関係者向け後発医薬品安心使用促進セミナーの開催

病院、診療所、薬局等、医療関係者の後発医薬品に対する理解を深めるため研修会を開催した。

開催日 平成23年2月27日

参加者 144名（医師、歯科医師、薬剤師、その他）

演 題 「ジェネリック医薬品の現状と課題」

講 師 国際医療福祉大学院教授

日本ジェネリック医薬品学会代表理事 武藤正樹

ウ 啓発リーフレットの作成

医療関係者向けの啓発リーフレットを1,600部作成し、病院、診療所、薬局に配布した。

(2) 平成23年度の取組

①協議会の開催

平成23年8月23日に第1回協議会が開催され、平成22年度の実施事業報告及び平成23年度の事業計画を検討した。検討の結果、以下の事業を実施することを決定した。

- ・ 一般県民、医療関係者向け後発医薬品安心使用促進セミナーの開催
- ・ 啓発チラシを作成し、県民等に対し配布することにより後発医薬品の正しい知識の普及啓発を図る
- ・ 後発医薬品使用状況等調査の実施（保険薬局対象）

また、平成24年2月13日に第2回協議会を開催し、平成23年度の実施事業を報告した。

②平成 23 年度実施事業

ア 一般県民、医療関係者向け後発医薬品安心使用促進セミナーの開催

開催日 平成 24 年 2 月 19 日

参加者 168 名（医師、薬剤師、一般県民、その他）

（演題及び講師）

○第一講演；「ジェネリック医薬品の基礎について」

明治薬科大学名誉教授

日本ジェネリック医薬品学会理事 緒方 宏泰

○第二講演；「医療機関におけるジェネリック医薬品への対応と課題」

高知医療センター病院長 堀見 忠司

○第三講演；「保険薬局におけるジェネリック医薬品への対応と課題」

（社）高知県薬剤師会常務理事 武田 忠

○第四講演；「ジェネリック医薬品の使用促進について」

厚生労働省医政局経済課長 鎌田 光明

【主催】高知県・厚生労働省・一般社団法人日本ジェネリック医薬品学会

【協賛】日本ジェネリック製薬協会

【後援】高知市・社団法人高知県医師会・社団法人高知県薬剤師会

高知県病院薬剤師会・社団法人全国自治体病院協議会・全国健康保険協会



イ 啓発チラシの作成

当協議会が、一般県民向けの啓発チラシ（ジェネリック医薬品 Q&A）を 30,000 部作成し、病院、診療所、薬局等に配布した。

啓発チラシ（ジェネリック医薬品 Q&A）
（表）

このパンフレットは「ジェネリック医薬品」に関する疑問にお答えし、多くの県民の皆様がジェネリック医薬品を安心して使っていただくために作成したものです。

Q1 ジェネリック医薬品とは？
ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、最初に開発された新薬（先発医薬品）の特許期間の満了後、発売される医薬品で、先発医薬品と有効成分が同じ、また原則として使用方法等が同じ医薬品です。

Q2 なぜ安い？
先発医薬品は、病気の治療に有効な新規物質を採り、臨床試験等の様々な過程を経て安全性や有効性を確認した上で承認されるため、その開発には長い年月と多くの費用がかかります。一方、ジェネリック医薬品は、先発医薬品で有効性や安全性が確認された有効成分を使用し、製品の品質や先発医薬品との同等性などが証明されれば承認されるため、開発費や経費を大幅に抑えることができます。

Q3 薬の安全性や効き目に問題はないの？
ジェネリック医薬品の安全性は、同じ有効成分を持つ先発医薬品が医療現場で長年使用されていることで十分確認されています。また、厚生労働省の厳格な審査を受け先発医薬品と効果や安全性が同等であると認められており、先発医薬品と同じ製法法の品質基準に基づいて製造されているので、安心して使うことができます。ジェネリック医薬品に使われる添加剤は、先発医薬品と異なっている場合がありますが、医薬品として使用例があり安全性が確認されているものを使用しています。添加剤により安定性や先発医薬品との同等性に影響がある場合は、医薬品として認められません。

Q4 ジェネリック医薬品の品質確保と情報公開の取り組みは？
厚生労働省では、先発医薬品とジェネリック医薬品の同等性を確保するため、すでに流通しているジェネリック医薬品の品質検査を行い、その結果をホームページで公表する等、その品質の確認を行っています。

では、ジェネリック医薬品を使うにはどうしたらいいの？

Q5 処方してもらうには？
病院や診療所などの医療機関を受診した時に医師に相談するか保険薬局で薬剤師に相談し、体調にあった薬を選んでもらってください。ジェネリック医薬品は先発医薬品と有効成分や効果は変わりませんが、異なる添加剤が使用されていることもありますので、特にアレルギー体質の患者さんの場合は注意が必要です。また、全ての先発医薬品に対してジェネリック医薬品が発売されているわけではありませんので、希望しても変更できない場合があります。

Q6 お医者さんや薬剤師さんに「ジェネリック医薬品を使いたい」と言いつらい時は？
「ジェネリック医薬品希望カード」を提示して希望を伝えましょう。「ジェネリック医薬品希望カード」は、市町村、協会けんぽ及び健康保険組合などの各保険者や関係機関が被保険者の方に配布しており、日本ジェネリック医薬品学会のホームページからもダウンロードすることができます。

Q7 ジェネリック医薬品に変更することによるメリットは？
少子高齢化が進むにつれて増大し続ける、医療費増収を抑制し、国民皆保険制度を持続させることにつながります。また、患者さんにとっては、先発医薬品と同等の薬を使いながら、薬にかかる自己負担額を減らすことができるというメリットがあります。

まずは、医師・歯科医師・薬剤師にご相談ください。

お問い合わせ
高知県健康政策部医薬業務課 薬事指導係
高知市丸ノ内1丁目2番20号
電話：088-823-9682

ウ 後発医薬品使用状況等調査の実施

平成 22 年 4 月に診療報酬改定があったことから、県内における後発医薬品の利用状況を把握し、その影響を検証するため、県内保険薬局を対象に後発医薬品の使用実態及び意識調査を実施した。

調査方法：アンケート方式（自記式：郵便発送・郵便回収）

調査期間：平成 23 年 10 月 28 日～11 月 30 日

（結果概要）

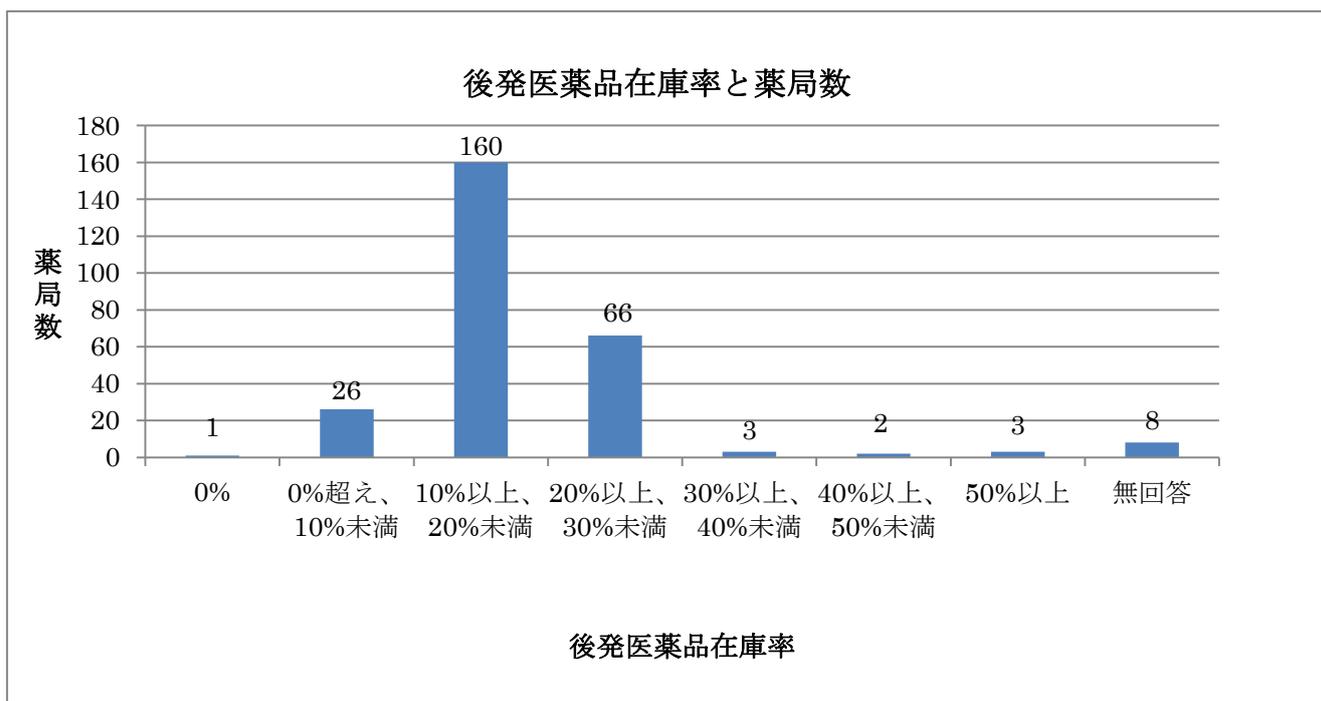
回収状況

対象保険薬局件数	370 件
アンケート回収件数	269 件
アンケート回収率	72.7%

○アンケートに回答のあった269薬局の後発医薬品在庫率(後発医薬品/医薬品総数)

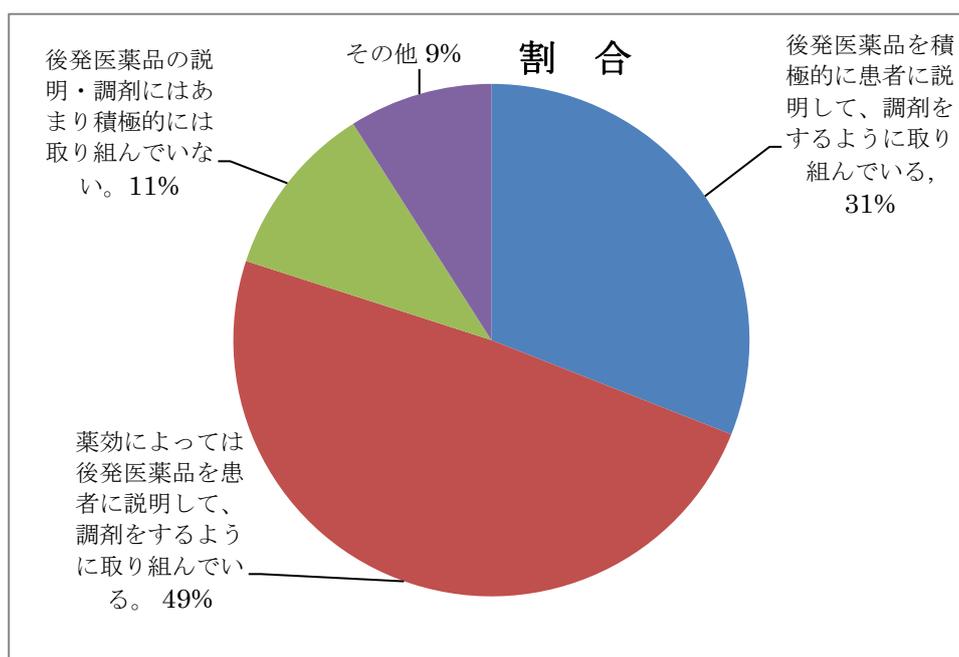
後発医薬品在庫率別の薬局数の分布は、「10%以上、20%未満」が160薬局で59.5%、次いで「20%以上、30%未満」が66薬局で24.5%を占めている。

平成21年度の同調査の薬局数の分布は、「10%以上、20%未満」が61.6%、「20%以上、30%未満」が13.9%であり、徐々にではあるが後発医薬品在庫率は上昇傾向である。



○後発医薬品の調剤に関する考えとして、最も近いのはどれですか。

	薬局数	割合
1 薬効によっては後発医薬品を患者に説明して、調剤するように取り組んでいる	132	49.1%
2 後発医薬品を積極的に患者に説明して、調剤するように取り組んでいる	85	31.6%
3 後発医薬品の説明・調剤にはあまり積極的に取り組んでいない	29	10.8%
4 その他	23	8.6%
合 計	269	—



平成21年度調査では、薬局の方で後発医薬品への変更に関する説明体制が十分でないという結果であったが、本年度の調査では積極的な説明に取り組んでいる割合が増加していた。

○患者さんに後発医薬品への変更について積極的な説明を行わない場合、その理由は何ですか。(主なものを3つまで)

	薬局数	割合
1 患者さんの負担金があまり変わらない	16	5.9%
2 備蓄増に伴う不動態在庫の拡大等、在庫管理の負担が大きい	12	4.5%
3 近隣の医療機関が後発医薬品の使用に消極的	11	4.1%
4 後発医薬品の品質、有効性、安全性に不安がある	8	3.0%
5 診療科や患者の年齢等の理由により、変更することは好ましくないと思う	8	3.0%
6 患者さんが説明を望まない	6	2.2%
7 後発医薬品の説明に時間がかかる	5	1.9%
8 後発医薬品の説明に必要な情報が無い	3	1.1%
9 後発医薬品の副作用に不安がある	2	0.7%
10 過去に後発医薬品に変更したが、副作用があった	2	0.7%
11 調剤過誤の心配や、今後新たにリスクが増える可能性がある	2	0.7%

○患者さんが後発医薬品の使用を希望しなかった理由は何ですか。

(主なもの3つまで)

	薬局数	割合
1 現在服用している薬で落ち着いているから	210	78.1%
2 薬剤料等（患者自己負担額）の差額が小さい	146	54.3%
3 医師の処方を変えたくない（医師から積極的にすすめられていない）	96	35.7%
4 公費負担の患者であるため、経済的な効果がない	81	30.1%
5 過去に後発医薬品を使用したか、使用感が合わなかった経験がある	70	26.0%
6 これまで使っていた薬（ラベルの色や剤形など）を変えることに抵抗があった	65	24.2%
7 後発医薬品に対する不安がある	48	17.8%
8 患者さんが後発医薬品に対する関心がない	23	8.6%
9 具体的な理由は不明（患者さんが理由を言わなかった）	22	8.2%

○後発医薬品の販売・供給体制などについて、以前と比べ改善されたと感じることはありますか。

(該当するもの全て)

	薬局数	割合
1 小包装の製品が増えた	121	45.0%
2 後発医薬品メーカーのMRの訪問回数が増えた	108	40.1%
3 安定供給されるようになった	74	27.5%
4 情報が充実してきた	53	19.7%
5 後発医薬品メーカーの対応が迅速になった	37	13.8%
6 品質管理に関することなど様々な情報が入手できるようになった	23	8.6%
7 特にない	44	16.4%
8 その他	11	4.1%

○貴薬局では、患者さんが後発医薬品を頼みやすくなるような工夫をされていますか。(該当するもの全て)

	薬局数	割合
1 薬局内に後発医薬品に関するポスターや案内板等を掲示している	222	82.5%
2 薬局内に後発医薬品の普及啓発に関するリーフレット等を用意し、患者が入手できるようにしている	107	39.8%
3 受付窓口に「ジェネリック医薬品希望カード」を用意している	53	19.7%
4 処方せん受付時に、患者の意向を容易に確認できるような資材を配布している	40	14.9%
5 後発医薬品に関心がある患者のために、専用の相談窓口を設けたり、説明担当の薬剤師を配慮している	6	2.2%
6 薬局内で後発医薬品に関するビデオを流している	1	0.4%
7 特に工夫していない	27	10.0%
8 その他	20	7.4%

○平成22年4月の診療報酬改定により、含量違いまたは類似した別剤形への後発医薬品への変更調剤を行えるようになりましたが、この影響としてあてはまるものは何ですか。(該当するもの全て)

	薬局数	割合
1 在庫がないため、後発医薬品に変更できないというケースが減った	149	55.4%
2 後発医薬品の調剤量が増えた	84	31.2%
3 含量違い又は類似した別剤形の後発医薬品への変更調剤を行ったことはない	56	20.8%
4 医薬品の廃棄額(品目)が減った	38	14.1%
5 信頼できる後発医薬品を調剤できるようになった	23	8.6%

○後発医薬品を採用する際の、選択理由は何ですか。(主なものを3つまで)

	薬局数	割合
1 安定供給が確保されている	199	74.0%
2 他の保健医療機関・保険薬局で採用されている	150	55.8%
3 信頼できるメーカーの後発医薬品である	149	55.4%
4 メーカーが品質について情報開示をしている	83	30.9%
5 MR からの情報提供が頻繁にある	49	18.2%
6 医療機関、患者からの要望	47	17.5%
7 他の後発医薬品よりも薬価が安価である	24	8.9%
8 大病院で採用されている	17	6.3%
9 メーカー本社の問い合わせ窓口対応が充実している	16	5.9%
10 調剤がしやすい(半割、一包化が容易にできる)	13	4.8%
11 調剤過誤を起こさないような製品名の医薬品	9	3.3%
12 古くから販売されている	6	2.2%

(考 察)

今回のアンケート結果は、いずれの結果も平成21年度実施調査結果からは大きな変化はみられなかったものの、後発医薬品の在庫率が上昇傾向であることや、中央社会保険医療協議会の実施した全国調査と比較して積極的に取り組んでいる傾向が高かったことから、県内における後発医薬品の使用は進んでいると考えられる。

(3) 平成24年度の取組

①協議会の開催

平成24年10月1日に第1回協議会を開催し、平成23年度の実施事業報告及び平成24年度の事業計画を検討した。検討の結果、以下の事業を実施することを決定した。

- ・医療機関や薬局が後発医薬品を採用しやすくするための環境を整備する。
- ・県民向けセミナーを開催する。
- ・県民に啓発チラシを配布し、普及啓発を図る。

また、平成25年2月21日に第2回協議会を開催し、平成24年度の実施事業報告を行った。

②平成24年度実施事業

ア 後発医薬品を採用しやすくするための環境整備

後発医薬品採用に積極的な医療機関のノウハウを地域の医療機関や薬局において共有できるような後発医薬品採用リスト等を県医事薬務課ホームページで公表する。

- ・地域の中核病院（公的病院等）となるような病院の採用リストを公開する
- ・当協議会で取り組んできた事業内容をまとめた活動報告書を作成し、公開する

イ 一般県民向けセミナーの開催

開催日 平成25年3月3日

参加者 55名（一般県民、医師、薬剤師、その他）

演題 ジェネリック医薬品を使うための「くすり」の知識

講師 横浜薬科大学講師、明治薬科大学客員教授

日本ジェネリック医薬品学会理事 村田正弘



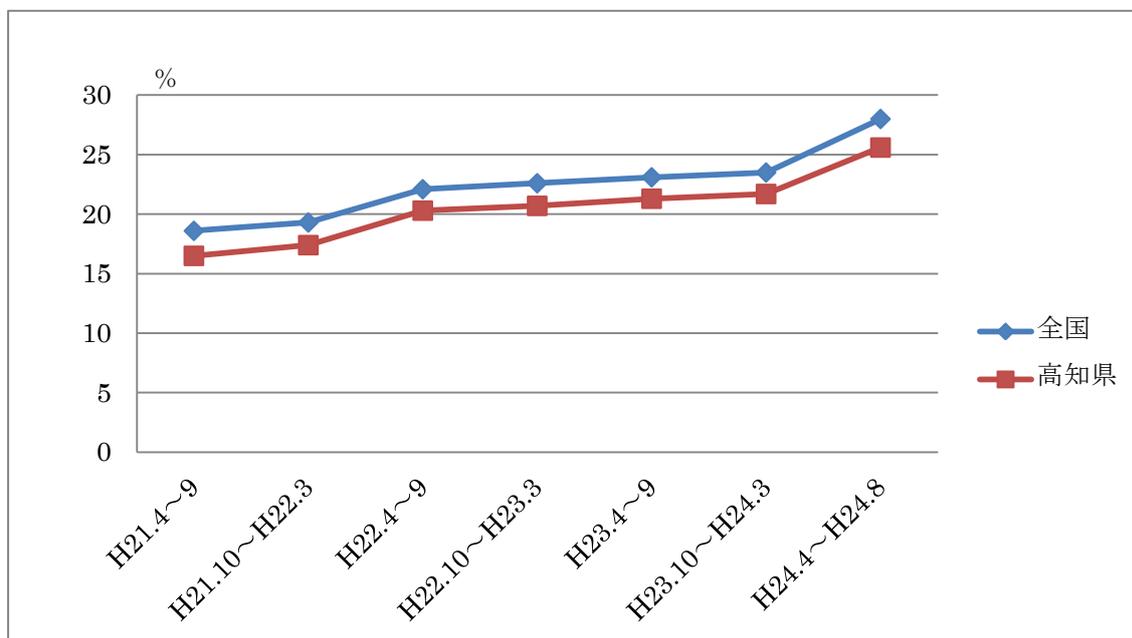
ウ 啓発チラシの配布

医療関係者や県民向けに平成23年度作成した啓発チラシを薬局、医療機関での設置や健康まつり等のイベント及びセミナーにおいて配布することにより、普及啓発を図った。

3 現在の状況と今後の予定

本県で協議会を立ち上げた平成22年3月時点では、本県の後発医薬品の使用割合（数量ベース）は18.3%で全国平均20.3%をやや下回っていた。平成24年7月には25.8%（全国平均は27.9%）を記録した。

後発医薬品の使用割合（数量ベース）のグラフ



(出所) 厚生労働省 調剤医療費の動向調査

本県では、協議会で後発医薬品の使用に関する現状分析や課題等について協議を重ねるうちに、関係者間で「県民に対する啓発活動が重要」といった共通認識を持つに至った。協議会での啓発活動の他、保険者等による医療費差額通知事業の取組やテレビコマーシャルによるジェネリック医薬品の宣伝等が功を奏し、県民が「ジェネリック医薬品」という言葉を耳にする機会が着実に増えている。

また、平成 24 年度の診療報酬の改定では、後発医薬品の使用促進の観点から一般名処方加算が取り入れられ、県民が薬局等でジェネリック医薬品の説明をうける機会がさらに増えることと思われる。

このことから、「ジェネリック医薬品とは何か」「なぜジェネリック医薬品は安いのか」といったジェネリック医薬品の基本的な知識に対する理解を深めることが必要であることから、今後は県民に対する啓発活動をより一層積極的に取り組んでいきたい。

高知県後発医薬品安心使用促進協議会委員名簿

区 分	所属・団体等	氏 名	委員期間
学識経験者	高知大学医学部 教授	深谷 孝夫	平成21～24年度
		宮村 充彦	平成21～24年度
関係団体	(社)高知県医師会	松岡 錬三	平成21～24年度
	(社)高知県歯科医師会	米田 和典	平成21～24年度
	日本病院会高知県支部	堀見 忠司	平成21～24年度
	高知県病院薬剤師会	田中 照夫	平成21～24年度
	(社)高知県薬剤師会	濱田 嘉則	平成21～24年度
	高知県医薬品卸業協会	中澤 光二郎	平成21～23年度第1回
		田口 忠行	平成23第2回～24年度
	全国健康保険協会高知支部	野村 智昭	平成21～23年度第1回
吉松 浩一		平成23第2回～24年度	
消費者代表	高知市草の根消費者グループ	常山 曜子	平成21～24年度
県	高知県健康政策部国保指導課	福島 寛隆	平成21～22年度
		清田 浩嗣	平成23～24年度
	高知県健康政策部医療薬務課	川内 敦文	平成21～22年度
	高知県健康政策部医事薬務課	西森 郷子	平成23～24年度

(敬称略)

高知県後発医薬品安心使用促進協議会開催実績

- 1 平成21年度 (1回開催)
平成22年1月19日
- 2 平成22年度 (1回開催)
平成22年10月18日
- 3 平成23年度 (2回開催)
平成23年8月23日
平成24年2月13日
- 4 平成24年度 (2回開催)
平成24年10月1日
平成25年2月21日